

三 捕馬と馬代金

時季と日程

野馬捕りは野馬牧場の最大の行事で、野馬牧場経営の目的である。野馬捕りは毎年一回行われるが、小金牧は春、佐倉牧は田植えと麦刈りの終わった旧暦の七月末から八月ごろ行われるのが例であった。雨天は順延となるから、日数は四〇日前後ぐらいかかった。完成十二年（一八〇〇）の「野馬御用日記」を次に転載してみる。

佐倉野馬捕御用二付

加賀守様并御支配衆、園田七平殿、沼田作兵衛殿、幸田孫十郎殿、斎藤与平次殿申七月廿一日、江戸御出立、船橋御泊り。

一同廿二日 加賀守様酒々井御旅宿、甚内宅江御着二付、御出迎、本町昌白寺（佐倉市）前迄惣仲間之者罷出、八ツ半時（午後三時）御着、同日、小金御支配御出二付、惣仲間之もの上丁王前迄出迎致候。

一同廿三日 内野牧八代入内払、加賀守様御出役被遊候。

一同廿四日 内野牧捕馬立会牧士例年之通、半右衛門、弥兵衛出。

一同廿五日 雨天二付、休日

一同廿六日 御撰馬御払

一同廿七日 高野牧内払二付、同日□立会長右衛門、半右衛門出、尤内払□加賀守様御出被遊

候、同廿七日夜、廿八日、高野村二御止宿。

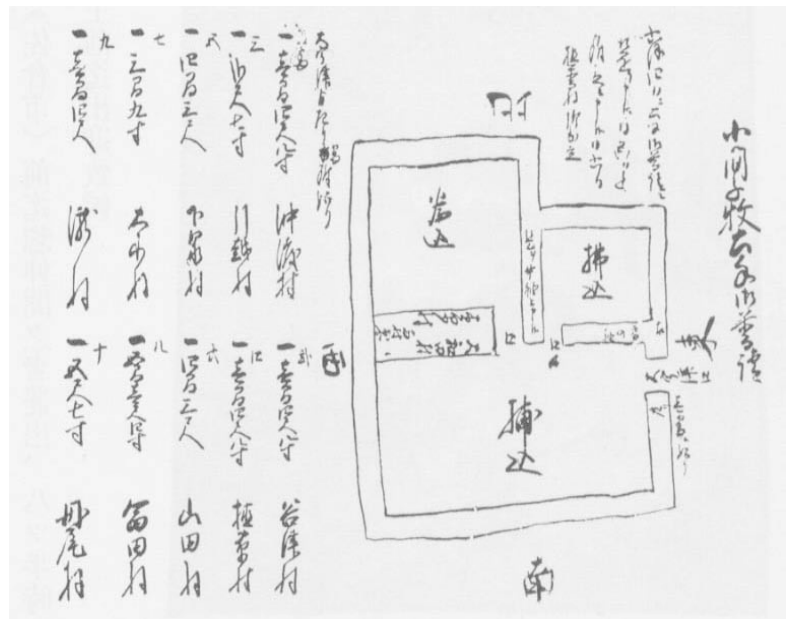
一同廿八日 高野牧捕馬相済、立会牧士右兩人。

一同廿九日 惣役人高野村□酒々井江帰ル。



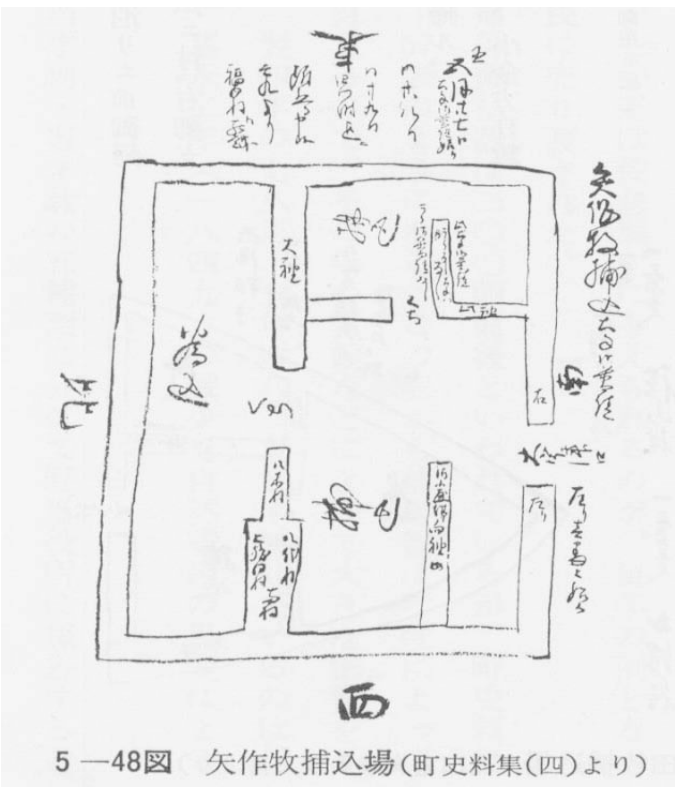
5—46 野馬捕絵図（川島亥良氏蔵）

- 一同 晦日 御撰馬御払
- 一 八月朔日 御払
- 一同 二日 柳沢牧駒わけ、立会例年之通今井清兵衛出ル。並木五郎右衛門申合。
- 一同 三日 柳沢牧内払二付、立会牧士鈴木源右衛門、今井清兵衛出ル、尤加賀守様同日内払酒々井旅宿□御出立二付、御案内大谷勇右衛門罷出、御支配夏右衛門御一同、墨村木戸前迄、夫□墨野中乗廻シ、雁丸新田後字うつぎ堀□御暇出、夏右衛門様、勇蔵兩人帰ル。
- 一同 四日 柳沢牧捕馬立会牧士源右衛門、清兵衛。
- 一同 五日 捕馬相濟、立会右兩人。
小間子牧野馬内払二付、
- 一同 五日 小金夏右衛門様并支配牧士、セコ廻、捕手其外出役、用草村二止宿致候、夏右衛門様、瀧沢、清兵衛方へ御止宿、翌日、松入御詰
- 一同 六日 小間子牧三助木戸前□初惣仲間内払、吉田向夜番土手迄追入夜番申付候
- 一同 七日 同牧捕馬一日ニ相濟、小金御支配其外牧士、捕込□罷帰ル。
- 一 加賀守様六日朝、用草村□三助木戸江御出、小間子捕馬相濟同日極楽寺村捕込ノ下、孫左衛門宅ニ御泊リ被遊候
- 一同 八日 加賀守様極楽寺村御出立、酒々井江御帰被遊候
- 一同 九日 雨天二付休日
- 一同 十日 御払
- 一同 十一日 御払
- 一同 十二日 御払

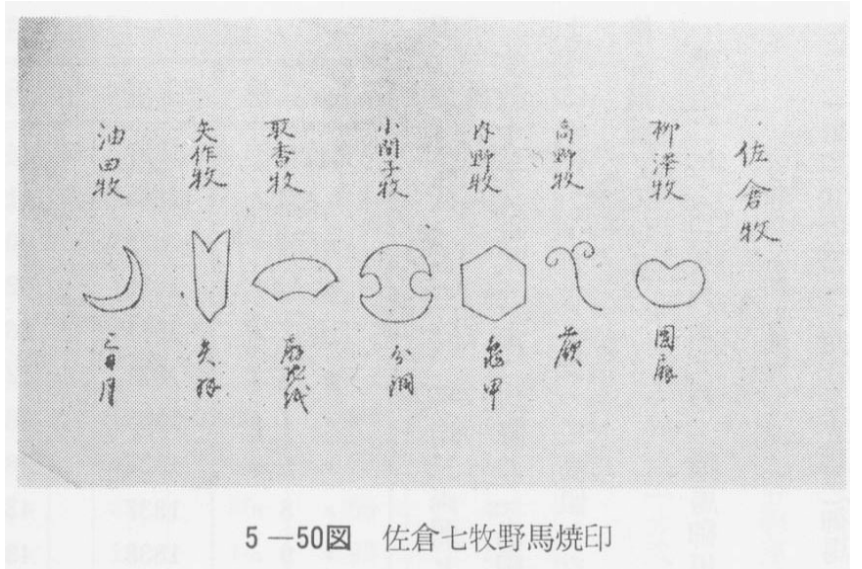


5-47図 小間子牧捕込場 (町史料集 (二) 4-46より)

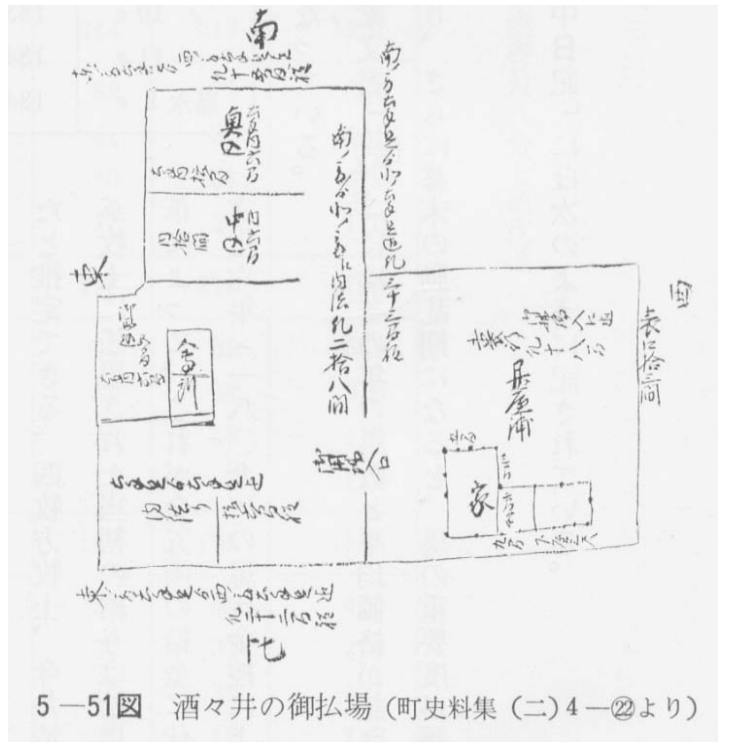
一同十三日 加賀守様、夏右衛門様其外支配者一同、本矢作村江出役止宿致候
 一同十四日 油田牧捕馬濟、同夜本矢作村ニ惣止宿。
 一同十五日 矢作牧新木戸内、櫻田権現前□内払、夫□払出シ夜番士手江追入、夜番申付、当申年□小泉入前々通捕馬当日払
 二相成候
 一同十六日 同夜捕馬相濟、尤城主方□立会牧士、三橋左次馬、十五日十六日、三橋庄作兩日出ル、近村之牧士宿元江帰ル。
 一同十七日 加賀守様岩山村江御引移り、遠方牧士岩山村江一同参り、岩山村ニ止宿致候
 一同十八日 取香牧捕馬一日ニ相濟、同日小金御支配并牧士共其外不残宿元江帰ル
 加賀守様、岩山村ニ一夜御泊り
 一同十九日 岩山御出立、酒々井江御引移り
 一同 廿日 駒撰御払、佐倉御城主江御渡駒之儀、兩度ニ御被成候。
 一同廿一日 御払
 一同廿二日 御払
 一同廿三日 御払
 一同廿四日 御払
 一同廿五日 御払
 一同廿六日 柳沢牧卷直ニ付、内払有之、綿貫夏右衛門様并
 支配之もの迄不残柳沢内払助勤之義、加賀守様
 □被仰付罷出、同日内払相濟、御支配并惣仲間
 共宿元江帰ル。
 一同廿七日 柳沢牧捕馬ニ付立会、鈴木源右衛門、檜垣拾右
 衛門出、今井清兵衛義、上ヶ御馬才料、江戸表
 江八月廿九日参り申候ニ付、廿八日ニ酒々井江



5-48 矢作牧捕込場(町史料集(四)より)



5-50図 佐倉七牧野馬焼印



5-51図 酒々井の御払場 (町史料集 (二) 4-②より)

捕馬数と残馬数

佐倉七牧の規模は馬数訳三〇〇〇頭、捕馬御払数は二〇〇頭前後といわれているが、町史料集によつて、四牧の捕馬数と残馬数は5-57表のようになる。この表から捕馬数は年度によつてかなりの相違があることがわかる。野馬は自然環境の中で生育するので、その年の機構などによつて大きな影響を受けたようである。天保三年(一八三二)の一六八疋に対して、翌四年の七八疋、五年の八一疋と半減しているのは、兩年とも関東地方飢饉年の天候異変によるものと推察できる。嘉永二年(一八四九)の減少も自然環境の異変によるものであろう。

残馬数は例年捕馬終了後、牧ごとの父馬・母駄・二才駒・当才駒・当才駄の五種類に分けて野馬役所に報告すると

戸の野馬役所へ、一〇疋は佐倉城主に与えられるのが、毎年の例となっていた。残りの馬は農民に売り渡された。

追い込まれた馬で焼印のない馬は、尻へその牧の焼印をして、野返しするもの、払い下げするものと選馬をする。払い下げする馬はその場でセリにかかるが、売れ残った馬は全部、酒々井町の御払箱へ牽き入れて、日を改めて再度セリにかけられた。四牧方で捕えられた馬のうち、二〜三疋は江

5—57表 四牧方年度別捕馬数

年 号	西 紀	小間子牧	取香牧	矢作牧	油田牧	計
文政10年	1827	44疋	22疋	31疋	9疋	106疋
” 11 ”	1828	41	19	31	8	99
” 12 ”	1829	50	20	34	8	112
” 13 ”	1830	52	25	38	9	124
天保2 ”	1831	56	27	43	12	138
” 3 ”	1832	72	24	54	18	168
” 4 ”	1833	38	7	23	10	78
” 5 ”	1834	38	14	25	4	81
” 8 ”	1837	43	23	33	9	108
” 9 ”	1838	43	20	32	9	104
” 10 ”	1839	60	28	37	19	144
” 11 ”	1840	43	22	32	8	105
嘉永2 ”	1849	30	16	23	6	75

両二朱、最低一両三分、平均三両となっている。

文政十年（一八二七）以降の「島田家文書」（町史料集（三））にはその年の馬数と平均価格が記されている。5—59表で見ると、年代が下がるに従って高値となり、さらに幕末の動乱期になると、馬の重要度が評価されて需要が急増し、価格も飛躍している。

慶応二年（一八六六）の「捕馬御用中日記」には次のように記されている。

九月三日 曇

一御払式拾三疋 内壱疋建之御馬

ともに管理の参考としたものである。

四牧の残馬数は小間子牧が最も多く、矢作牧、取香牧、油田牧の順となっている。

三牧方は四牧方よりもやや多かったようであるが、明細な資料が見当たらず対比することができない。

馬代金

捕馬によって捕えられた野馬の大部分は農民に払い下げられた。馬代金は年度によって大差があったようである。

享保から文化年代初期までは一疋二両二分前後で払い下げられたと推定できる。四牧方牧士、今井清左衛門、鈴木源右衛門などが牧士に任用された当初の給与は給馬二疋であったが、享保の改革によって、これが金五両の給金に代えられたことでもわかる。

文化六年（一八〇九）の馬代金控によると、六頭の価格は最高四

第八節 野馬牧場と牧士

5—58表 四牧方牧別残馬数

	牧名	父馬	母駄	式才駒	当才駒	当才駄	計
寛政八年	小間子牧	25疋	372疋	55疋	177疋		629疋
	取香牧	20	263	33	108		424
	矢作牧	17	278	40	102		437
	油田牧	7	80	14	34		135
	計	69	993	142	421		1625
寛政十二年	小間子牧	29	455	47	89	86	706
	取香牧	21	279	41	61	53	455
	矢作牧	21	302	35	80	56	494
	油田牧	8	109	12	14	23	166
	計	79	1145	135	244	218	1821
享和元年	小間子牧	29	457	52	69	79	686
	取香牧	21	303	40	41	56	461
	矢作牧	21	298	49	50	61	479
	油田牧	8	104	11	17	20	170
	計	79	1162	152	177	216	1796
文化二年	小間子牧	27	455	19	96	88	685
	取香牧	21	247	17	39	52	376
	矢作牧	20	277	26	39	48	410
	油田牧	8	81	3	13	7	112
	計	76	1060	65	187	195	1583
天保十年	小間子牧	30	287	30	51	52	450
	取香牧	19	175	13	32	31	270
	矢作牧	21	210	15	46	39	331
	油田牧	10	99	7	20	12	148
	計	80	771	65	149	134	1199
文久三年	小間子牧	30	283	24	62	70	469
	取香牧	19	157	12	39	36	263
	矢作牧	21	233	17	43	43	357
	油田牧	10	75	6	10	13	114
	計	80	748	59	154	162	1203

代金七百八十三兩貳分也
 平均金三拾四兩銀貳匁九分壹厘貳毛
 九月四日 小雨
 一御払拾六疋 平均金廿六兩一分貳朱銀壹匁八分七厘貳毛
 代金四百貳拾貳而貳分也

5—59表 三・四牧方年度別馬代金

牧方	年 号	西紀	小間子牧	取香牧	矢作牧	油田牧	計	平均価格
四 牧 方	文政10年	1827	44疋	22疋	31疋	9疋	106疋	4両1分余
	天保2年	1831					114	5両1分余
	” 6 ”	1835	47	19	33	6	106	6両2分余
	” 9 ”	1838	43	20	32	9	104	5両3分余
	” 11 ”	1840	43	22	32	8	105	5両2分余
	万延元 ”	1860					81	9両2朱余
	文久3 ”	1863					80	13両余
慶応元 ”	1865					77	19両1分余	
三 牧 方	万延元年	1860					85	11両1分余
	文久3年	1863					81	14両余
	慶応元年	1865					89	20両2朱余

町史料集(三)より作成

九月五日 朝

一御払拾壹疋 平均金式拾五両一分銀四匁九厘式毛

代金式百七拾八両式分

(以下略)

(町史料集(三)六一—①)

以上のように高価になると、農民にはとても買えない価格である。おそらく軍需用の役馬として求められたものであろう。農民に売り渡された馬代金は現金ではなかった。予め届けられていたその村の名主・組頭の保証によって、三か年・五か年・七か年賦の支払いとなっていた。

馬代金の取り立てに関する限り、苛酷な取り立てはなかったようである。凶作などを理由に十か年・二十か年賦の延納願いを出して、聞き届けられても金利の加算はなかったし、不納して呼び出され叱責をうけても、強制執行された形跡は文書の上では見受けられない。むしろ取立役を勤めた牧士が、中間にたつて苦慮した有様が文書に表れている。